

青森県報

第四千三百九十二号

平成二十九年
十二月二十五日
(月曜日)

目次

- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 救急病院の設置……………(医療業務課) ……三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(障害福祉課) ……三
- 特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……三
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(同) ……三
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……四
- 道路の供用の開始……………(同) ……四

告

示

青森県告示第八百八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指

定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休止年月日
羽田皮ふ科	弘前市大字品川町一の一五	平成二九・二・二五

青森県告示第八百八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
すずらん調剤薬局松原東店	弘前市大字松原東二丁目五の二六	平成二九・一〇・三
すずらん調剤薬局弘前駅前店	弘前市大字駅前町六の一	ク
ふくろう薬局	弘前市大字代官町六五の二	二九・一・三
ファミリークリニック希望	つがる市富港町山里一の一	二九・九・二七
清藤歯科医院	平川市本町平野四六の一二	二九・一〇・三
すずらん調剤薬局平賀店	平川市小和森種取三〇の五	ク
アイセイ薬局大間店	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七	二九・九・三〇
けんこう堂薬局	三戸郡五戸町字下大町一八の四	二九・二・三

青森県告示第八百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
ふくろう薬局	弘前市大字代官町五七の一	平成二九・二・二三
すずらん調剤薬局松原東店	弘前市大字松原東二丁目五の二六	二九・二・一
すずらん調剤薬局弘前駅前店	弘前市大字駅前町六の一	〃
ファミリークリニック希望	つがる市富田町泉川三の二	二九・九・二六
清藤歯科医院	平川市本町平野四六の一	二九・二・一
すずらん調剤薬局平賀店	平川市小和森種取三〇の五	〃

青森県告示第八百八十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
すずらん調剤薬局松原東店	弘前市大字松原東二丁目五の二六	平成二九・一〇・三
すずらん調剤薬局弘前駅前店	弘前市大字駅前町六の一	〃
ふくろう薬局	弘前市大字代官町六五の二	二九・二・三
すずらん調剤薬局平賀店	平川市小和森種取三〇の五	二九・一〇・三
アイセイ薬局大間店	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七	二九・九・三〇

青森県告示第八百八十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
ふくろう薬局	弘前市大字代官町五七の一	平成二九・二・二三
すずらん調剤薬局松原東店	弘前市大字松原東二丁目五の二六	二九・二・一
すずらん調剤薬局弘前駅前店	弘前市大字駅前町六の一	〃
すずらん調剤薬局平賀店	平川市小和森種取三〇の五	〃

青森県告示第八百八十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	認定の有効期限
弘前中央病院	弘前市大字吉野町三の一	平成三十三年一月三日

青森県告示第八百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	健生訪問看護ステーション たまち	弘前市大字田町五丁目二の二	平成 二九・二・二三
変更後		七 弘前市大字野田一丁目一の二	

青森県告示第八百九十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条の二第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要

件に適合すると認めたとので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	加入区の名称
下北郡東通村大字尻屋字村中四一 住吉 與悦 下北郡東通村大字尻屋字村中一二 濱端 一男	尻屋加入区

青森県告示第八百九十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたとので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
下北郡佐井村大字佐井字磯谷一九二の一 新田 辰男 下北郡佐井村大字佐井字磯谷一〇三の一 東出 一夫	佐井村第四区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字佐井字磯谷の区域	主として底建網漁業
五所川原市十三深津一三四 秋田谷 又三郎 五所川原市十三羽黒崎一三三の二〇 内藤 正雄	十三区域 十三漁業協同組合の地区	底びき網を使用している漁業

青森県告示第八百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年一月二十四日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

1	県道	米山菖蒲川線	変更の区間 北津軽郡鶴田町大字野木字東松虫無番から 北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字一本柳一六六の一まで	変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				後	前			
				三〇・九〇メートルから 三〇・五〇メートルまで	二七・二〇メートルから 二七・〇〇メートルまで			
				三七・〇〇メートル	三八・〇〇メートル			

青森県告示第八百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年一月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道米山菖蒲川線	北津軽郡鶴田町大字野木字東松虫無番から 北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字一本柳一六六の一まで	平成二九・三・二五

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭